

保育所認可基準の改正について

- 平成26年4月30日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第62号）が公布され、保育所の基準の改正が行われました。
- そのため、この改正内容を、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）に反映し、又は反映することについて検討する必要があります。
- 施行日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日とされており、平成27年4月1日が予定されています。

改正内容と都の現行基準 ①

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準				条例		
該当箇所	改正前	改正後	区分	該当箇所	現行	方針案
第十二条第3項	第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。	第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは <u>法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置</u> を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。	参酌	第十四条第2項	前項に規定する入所者に対する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施の解除又は停止等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。	国基準どおりとする理由： 法改正に基づく語句の言い換え

改正内容と都の現行基準 ②

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準				東京都条例		
該当箇所	改正前	改正後	区分	該当箇所	現行	方針案
第十三条第1項	児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 一 入所する者の援助に関する事項 二 その他施設の管理についての重要事項	児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 一 入所する者の援助に関する事項 二 その他施設の管理についての重要事項	参酌	第十六条第1項	児童福祉施設は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。	
第十三条第2項	新設	<u>保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u> 一 施設の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 保育所の運営に関する重要事項	参酌	第十三条第2項		国基準どおりとする 理由： 定めるべき事項の詳細を示したものであり、利用者の利益に適うものであるため

改正内容と都の現行基準 ③

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準				条例		
該当箇所	改正前	改正後	区分	該当箇所	現行	方針案
第十四条の三第3項	児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	参酌	第十九条第3項	児童福祉施設は、都道府県又は特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)から、当該施設の行った援助に関し当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	国基準どおりとする 理由： 法改正に基づく語句の言い換え

改正内容と都の現行基準 ④

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準				条例			
該当箇所	改正前		改正後	区分	該当箇所	現行	方針案
第三十二条第八号口(表中)	四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	国基準どおりとする 理由： 特別避難階段等の安全性は外階段に劣るものではないため なお、平成27年4月1日施行を予定している新たな幼保連携型認定こども園の基準に関する条例も同じ基準
		避難用	建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段			避難用	
			1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		参酌		
			1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるもの)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		(第四十一条第三項に基づく)規則第十四条第二号		

※ 4階以上に保育室等を設置する場合の避難用設備として、これまでは屋外避難階段のみが認められていたが、今回の改正により、次の①から③についても認められることとなった。

- ①避難階段(ただし排煙設備、特定防火設備を有するとともに耐火構造の壁で囲み、不燃材料で仕上げられていること。)
- ②特別避難階段
- ③耐火構造等の基準を満たす屋外傾斜路

改正内容と都の現行基準 ⑤

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準				条例		
該当箇所	改正前	改正後	区分	該当箇所	現行	方針案
第三十三条第2項	<p>保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね二十人につき一人以上)、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p>	<p>保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p>	従	(第四十三条第2項に基づく)規則第十六条第2項	<p>前項の規定にかかわらず、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項及び第三項による認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、満三歳以上満四歳に満たない短時間利用児(幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。)おおむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない長時間利用児(一日に八時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。)おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、満四歳以上の長時間利用児おおむね三十人につき一人以上を保育士の員数とすることができる。ただし、保育所一につき二人を下回らないものとする。</p>	<p>国基準どおりとする 理由： 従うべき基準</p>

改正内容と都の現行基準 ⑥

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準				条例		
該当箇所	改正前	改正後	区分	該当箇所	現行	方針案
第三十六条の二	<p>就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。</p>	削除	参酌	第四十七条	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考する場合は、公正な方法により行わなければならない。</p>	<p>国基準どおり削除</p> <p>理由:区市町村が定める特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例において、従うべき基準として規定すべき事項とされたため</p>
	新設	<p><u>保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	参酌		—	<p>国基準どおりとする</p> <p>理由:質の向上に資するものであるため</p>
第三十六条の二第2項	新設	<p><u>保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</u></p>	参酌		—	<p>国基準どおりとする</p> <p>理由:質の向上に資するものであるため</p>

改正内容と都の現行基準 ⑦

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準				条例		
該当箇所	改正前	改正後	区分	該当箇所	現行	方針案
第三十六条の三	法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。	削除	参酌	第四十八条	保育所が、法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料(以下この条において「徴収金等」という。)に係る乳幼児に対して提供するサービス(当該徴収金等を支払う保護者等の選定により提供されるものを除く。)に関し、徴収金等以外に当該保護者等から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用及び当該費用の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。	国基準どおり削除 理由：区市町村が定める特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例において、従うべき基準として規定すべき事項とされたため
附則第九十四条	(認定こども園に係る特例規定)	削除	従	規定なし		

＜その他（面積基準）＞①

【課題】

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第4条において、保育所に係る居室の床面積については、政令で定める日（平成27年3月31日）までの間、厚生労働省令で定める基準を標準とするとされています。
- これを受け、都は条例に、乳児室の基準面積について、平成27年3月31日までの間、年度当初3.3㎡、年度途中2.5㎡とすることができるとする規定を設けています。
- 国は、現在、政令で定める日の延長の是非を検討しており、条例の取扱いについて検討が必要です。

【方針案】

- 国が期限を延長した場合には、条例の現行規定についても期限を延長。

（考え方）

- ・ 保育ニーズの高さや待機児童の状況、認証保育所基準など、都内の保育サービスを取り巻く環境について、条例を制定した平成24年当時と大きな変化がないこと。
- ・ 年度途中における基準面積の弾力的運用は、年度途中に新たに発生する保育ニーズの極めて高いケースに対応できること。

【都条例（抄）】

第四十一条第一項第三号

乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

附則

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)附則第四条の規定による厚生労働大臣が指定する地域における第四十一条第一項第三号の規定の適用については、平成二十七年三月三十一日までの間、同号中「あること。」とあるのは、「あること。ただし、年度の途中に満二歳に満たない乳幼児の年齢別定員の合計を超えて入所させる場合は、満二歳に満たない乳幼児一人につき二・五平方メートル以上とすることができる。」と読み替えるものとする。

<その他（面積基準）>②

【地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）（抄）】

附則 第四条

都道府県が第十三条の規定による改正後の児童福祉法（附則第七条及び第四十六条において「新児童福祉法」という。）第四十五条第一項の規定により条例を定めるに当たっては、保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準 ※1 に照らして厚生労働大臣が指定する地域 ※2 にあっては、政令で定める日 ※3 までの間、同条第二項の規定にかかわらず、保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。

※1 待機児童が100人以上いること、公示地価が一定以上であること
（平成26年厚生労働省告示第二十九号）

※2 中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市
（平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号）

※3 平成27年3月31日
（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令）